

平成 29 年度男女共同参画の推進に関する施策の実施計画

●基本目標 I 男女が共に築く「あわら」

○重点目標 1 家庭・地域での慣習・しきたりの見直し及び意識の改革

施策の方向	具体的施策	担当課	実施計画	実施状況	達成度 ()内 H28年	課 題
① 男女共同参画の 視点からの慣習・し きたりの見直し	1 男女共同参画に対する理解を深めるとともに、地域、家庭、職場等における慣習やしきたりの見直し・改善を進める。	男女共同参画推進室	市民への男女共同参画意識の浸透を図るため、あわら男女共同参画のつどいを開催するなど、地域への啓発に努める。 ・男女共同参画のつどい 参加人数 160人以上 (H28年 150人以上) ・各行政区への啓発物の配付等	・12月3日つどい開催 参加人数 160名 ・各行政区への啓発物の配付 区長会で配布	B (B)	幅広い世代が参加できるよう、講師の選定など企画内容の工夫をする必要がある。
	2 出前講座の開催、市民の自主的な活動や男女共同参画推進市民会議の活動等を通じて、地域での男女共同参画意識の浸透を図る。	子育て支援課 (子育て支援センター)	公民館、芦原青年の家等において、出前子育て支援センター等を実施する。地域住民へ広報・HP・フェイスブック等で参加を呼びかけ、地域における男女共同参画意識の高揚に努める。 ・実施回数 20回以上 (H28年 12回以上)	・実施回数 15回 (12月末実績)	B (B)	参加状況を見ると平日開催が主なので、男性の参加者は低い。世代の幅を広げた呼びかけを行い、引き続き実施を継続して、地域に周知させたい。
		男女共同参画推進室	あわら市男女共同参画推進市民会議と連携し、地域、家庭における男女共同参画意識の高揚を図る。 ・こども園での出前講座の開催 ・お父さんの子育て応援企画「パパカード」の普及促進	・出前講座開催 7月1日 (北湯こども園) 11月11日 (いちひめこども園) ・お父さんの子育て応援企画 パパカードの印刷 母子手帳発行時に配布 子育て支援包括支援センター・子育て支援センターで希望者に配布	A (A)	今後も引き続き、出前講座の開催や子育て応援企画の継続に努める。

② 市民的な広がりを持った啓発活動の展開	1 男女共同参画推進団体やグループの自主的な活動を支援する。	男女共同参画推進室	あわら市男女共同参画ネットワークと連携し、各加入団体との情報の交換や各種事業の周知を図るほか、加入団体の自主的な活動の支援に努める。 ・大型紙芝居による男女共同参画啓発事業の活動支援（子どもクラブ）	・大型紙芝居による男女共同参画啓発事業の活動支援 対象者 放課後子どもクラブ 開催日 8月9日 伊井子どもクラブ 児童 24名 8月24日 金津東子どもクラブ 児童 40名	A (B)	引き続き、各加入団体との情報の交換や加入団体の自主的な活動の支援に努める。
	2 市民すべてに男女平等及び人権尊重の意識を深く根づかせるための啓発活動を推進する。	男女共同参画推進室	福井県が定める6月の男女共同参画月間に合わせ、街頭キャンペーンを実施する。啓発チラシ、啓発グッズの配布等を通じて、市民への啓発活動の推進に努める。 〈6月：男女共同参画推進月間〉 ・街頭キャンペーンの実施	・街頭キャンペーン 6月5日実施 (場所：JR芦原温泉駅)	A (A)	今後も市民を対象に広く啓発活動を推進していくことが重要である。
		福祉課	毎月人権相談所を継続的に開設するほか、男女共同参画月間、人権週間などに合わせ、市ホームページ、広報紙等により相談窓口の周知に努める。 〈毎月〉 ・人権相談所の開設 毎月2回 〈6月：男女共同参画推進月間〉 ・人権教室及び人権の花運動 小学校（2校） 〈12月：人権週間〉 ・人権相談窓口の設置	・人権相談所の開設 ・人権教室及び人権の花運動 金津東小学校、本荘小学校 ・人権相談窓口の設置、啓発活動 12月3日（場所：中央公民館） 啓発グッズ200セット配布	A (A)	相談所開設の周知に努め、今後も計画的に継続して実施していくことが重要である。
3 男女共同参画社会づくりのための情報交換・協力等を進めるための市民の交流ネットワークを築く。	男女共同参画推進室	ふくい女性財団が6月に実施するふくいきらめきフェスティバルや講座等に参加し、参加者間の情報交換等に努めるとともに、他市男女共同参画ネットワークとの研修会等を実施することにより、交流ネットワークの充実に努める。 〈ふくいきらめきフェスティバル〉 ・参加人数 15人以上（H28年15人以上） 〈他市ネットワークとの交流事業〉 ・参加人数 15人以上	・ふくいきらめきフェスティバル 6月11日 参加人数 19名 ・他市ネットワークとの交流事業 小浜男女共同参画ネットワークとの視察交流会 8月4日 参加人数 14名	B (A)	他市の女性団体等との交流を継続することで、情報交換を行い、今後の活動に活かしていくことが重要である。	
③ 市の広報・出版物等における性別にとらわれない表現の促進	1 市の機関等が発行する刊行物やホームページについては、性別にとらわれない表現に努める。	政策課 各課	市が発行する各種刊行物、ホームページ、Facebook、広報紙等については、性別にとらわれない表現に努める。	市が発行する各種刊行物、ホームページ、Facebook、広報紙等については、性別にとらわれない表現に努めた。	A (A)	継続して性別にとらわれない表現に努めなければならない。

④ 男女共同参画社会づくりに関する現状の把握と情報の提供	1 男女共同参画社会づくりに関する各種調査の実施や統計資料の収集に努めるとともに、これらの情報を市広報紙やホームページ等により広く市民に提供する。	男女共同参画推進室	前年度のあわら市男女共同参画に関する施策の取りまとめ結果をホームページや広報紙で公表する。 また、本年度の実施計画については、年度末に実施状況、達成度等の進捗状況を調査し、その調査結果を分かりやすく公表するよう努める。	平成 28 年度のあわら市男女共同参画に関する施策の取りまとめをホームページで公表し、市広報「あわら」6月号でホームページ掲載を周知した。	B (B)	あわら市男女共同参画に関する施策及び計画について、分かりやすくまとめ公表する必要がある。
------------------------------	---	-----------	--	---	----------	--

【達成度】

A = かなり進んでいる・・・男女共同参画の視点できちんと位置づけ取り組むことができた

B = ある程度は進んでいる・・・男女共同参画の視点でおおむね取り組むことができた

C = あまり進んでいない・・・男女共同参画の視点が弱く、一部しか取り組めなかった

D = 全く進んでいない・・・事業を実施しなかった

なお、事業を終了した場合はその旨記入「事業終了」

家庭・地域での慣習・しきたりの見直し及び意識の改革

審議会評価	意見・要望等

○重点目標 2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施策の方向	具体的施策	担当課	実施計画	実施状況	達成度 ()内 H28年	課題
① 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	1 市の各種審議会等への女性委員の登用を積極的に進め、平成36年度(2024年度)末までの早い時期に30%とする。	総務課 男女共同参画推進室 各課	・女性登用率 30%以上 (目標年度 平成36年度末)	・女性登用率 H29年6月 27.3% (H28年6月 25.3%)	B (C)	引き続き、女性登用を進めていく必要がある。
	2 審議会等への女性委員の登用状況を調査しその結果を公表する。	男女共同参画推進室	毎年1月1日現在の審議会等への女性委員の登用状況を調査し、その調査結果をホームページ等でわかりやすく公表するよう努める。	審議会等への女性委員の登用状況を調査し、ホームページで公表した。	B (B)	引き続き、ホームページでわかりやすく公表する必要がある。
	3 職員については、地方公務員法に定める平等取り扱いと成績主義の原則に基づきながら、積極的に女性の管理職への登用等を促進する。 女性職員に対して、課長級昇任候補者試験を積極的に受験するよう促す。	総務課	課長級昇任候補者試験に合格し、昇任候補者名簿に登録された者の中から登用を行う。 課長級昇任候補者の女性職員に研修会等を行って試験を積極的に受験するよう啓発する。	・管理職に占める女性職員の率 H29年度 9.4% 3人/32人 (H28年度 9.4% 3人/32人) ・課長級昇任候補者試験受験者 3人	C (B)	今後も引き続き、昇任候補者試験の勧奨を行い登用等の促進を図る必要がある。
	4 女性職員の活躍を支援するため、研修の機会の拡大を図り、庁内プロジェクト等への女性職員の参画を進める。	総務課 男女共同参画推進室	福井県自治研修所が実施するパワーアップ研修などを通じて、性別に関わりのない研修機会の拡大を図るとともに、新入職員サポート制度で教育係の女性職員登用に努める。	キャリアアップを図るため、パワーアップ研修への積極的な参加を促した。 また、新規採用職員をサポートするためのメンター制度においては、メンティ(相談者)17人中11人の女性職員が務めるなどしてキャリアアップを図った。	A (A)	今後も、計画的に研修の参加を促していく必要がある。
	政策課	Facebook 運営チームなどの庁内プロジェクトへの女性職員の登用に努める。	・Facebook 運営チーム 女性職員の登用率 50% (6人/12人)	A (A)	引き続き女性職員登用に努める必要がある。	

② 事業者等の方針決定過程への女性の参画の促進	1 女性の登用について、企業や民間団体の理解を求めるとともに、事業者等が行う自主的な積極的改善措置を支援する。	観光商工課 男女共同参画推進室	事業者や市民に対して、関係機関が作成したパンフレットや市ホームページ等を活用し、ポジティブ・アクション等についての情報を周知し、女性の登用促進についての理解が図られるよう努める。	・窓口でのチラシ配布 ・市ホームページによる周知件数 2件	B (B)	引き続き、女性の登用促進についての理解が図られるよう啓発が必要である。
	2 農林漁業における固定的な性別役割分担の見直しを進めるとともに、性別に関わりなく対等なパートナーとして経営に参画していくための啓発を行う。	農林水産課	家族協定の締結などにより農業経営への女性の積極的な経営参加を呼び掛ける。 ・啓発を呼びかける会議等の開催 3回以上	認定農業者会総会、研修及び経営改善計画更新時にヒアリングを行う際に啓発を呼びかけた。 ・啓発を呼びかける会議等の開催 3回 ・家族協定締結 3件 (うち女性を含む協定 1件)	C (C)	今後、女性の農業従事者を増やす必要がある。
③ 地域の方針決定過程への女性の参画の促進	1 地域の様々な活動の中に、男女共同参画の視点を導入するよう働きかけるとともに、各団体や町内会において地域の女性がリーダーが役員に着くよう促す。	総務課 男女共同参画推進室	福井県が定める6月の男女共同参画月間に合わせ、市役所において男女共同参画に関するパネル展を実施する。 また、あわら市男女共同参画ネットワーク及びあわら市男女共同参画推進市民会議を通じて、市内の関係団体に各種研修やセミナーを紹介することにより男女共同参画に関する学習機会の提供に努める。	・男女共同参画に関するパネル展の実施 6月15日～22日 (場所：市役所ロビー) ・各種研修やセミナー紹介件数 5件	B (B)	各団体に各種研修やセミナーを紹介し、積極的に参加するよう促す必要がある。

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

審議会評価	意見・要望等

○重点目標 3 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

施策の方向	具体的施策	担当課	実施計画	実施状況	達成度 ()内 H28年	課題
① 学校教育等における男女平等教育の推進	1 男女平等の視点に立った、一人ひとりを大切にする教育や人権に関する教育を促進する。	教育総務課	<p>児童名簿、出席簿は男女混合を基本とし、学校行事や児童会活動においては、固定的な性別役割分担を行わないよう努める。</p> <p>また、家庭科の学習等を通じて、家族一人ひとりが協力することや役割分担をすることの大切さを継続的に指導する。</p> <p>中学校においては、道徳の授業の中で「異性を理解し尊重して」というテーマを設定し、男女平等の視点に立った教育等を行う。</p>	<p>小学校では、児童名簿、出席簿は男女混合を基本とし、学校行事や児童会活動において、固定的な性別役割分担を行わないようにした。</p> <p>また、家庭科の学習では、家族一人ひとりが協力することや役割分担をすることの大切さを指導した。</p> <p>中学校においては、道徳の授業の中で男女の理解と協力をテーマとし、男女共同参画の視点に立った教育等を行った。</p>	A (A)	今後も継続的に取り組むことが重要である。
	2 こども園においては、性別にとらわれない遊びや経験を通して、思いやりの心を育て男女平等意識の基礎づくりを行う。	子育て支援課	<p>園児名簿を男女混合名簿とする。</p> <p>日々の保育では保育教諭が園児のモデルとなるような言葉かけに努め、性別にとらわれない思いやりのある心の育成・男女平等意識の基礎づくりに努めていく。</p> <p>たくましい保育の実践や保育カウンセラーの配置により、一人ひとりの個性を尊重したきめ細やかな保育の推進に努めていく。</p>	<p>園児名簿は男女混合を基本としている。</p> <p>園生活では、当番活動や遊びを通して、みんなで協力することの大切さを知らせている。また、園児が発言しやすい環境を作り、一人一人の意見を尊重する保育をすることで、友達のよさを認め合える関係作や自己肯定感を高める保育を心掛けている。</p>	A (A)	今後も一人一人を大切にしたいので、積極的な保育をしていくことが重要である。
	3 学校運営やPTA活動等においても性別にとらわれないように留意し、男女平等の意識を高める。	教育総務課	<p>校務分掌やPTA役員選出の際には、男女共同参画の視点から、固定的な性別役割分担にとらわれないよう留意する。</p> <p>・「家庭地域学校協議会委員」、「PTA役員」女性委員・役員を30%超とする。</p>	<p>・「家庭地域学校協議会委員」、「PTA役員」女性委員・役員 41.3%</p>	A (A)	今後も継続的に取り組むことが重要である。
② 男女共同参画の視点に立った養育と生涯学習の推進	1 子どもの人格形成において、家庭生活の役割は重要なため、固定的な性別役割分担意識にとらわれない養育、学習機会の提供や啓発活動を行う。	子育て支援課	<p>市内こども園で3～5歳児の保護者を対象に1日保育士体験を実施する中で、家族での子育てや養育の積極的参加・協力の大切さの啓発に努める。</p> <p><1日保育士体験></p> <p>・参加人数 延べ80人以上</p>	<p>・公立こども園2園 1日保育士体験(1月19日現在) 参加人数 延べ100人 (内)男性参加率 61%</p>	A (B)	父親の参加が減っている傾向にあるので、積極的な参加を促していきたい。

	2 生涯学習事業の推進にあたり、関係機関との連携により、男女共同参画の視点に立った講座、講演会の充実を図る。	文化学習課	<p>市民大学講座（生き生きライフセミナー6回開催予定）や生涯学習推進大会等において、男女共同参画の視点に立った講座、講演会の充実を図り、男性の参加が増えるよう広報に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画をテーマとした講座開設 <p><市民大学講座></p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加人数 延べ 200 人以上 (内)男性参加率 40 %以上 (H28 年 30%以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画をテーマとした講座開設 テーマ「福井県の地域特性と男女共同参画 みんなで考えよう！福井の女性・男性のこと」 9月22日開催 参加者 28名 ・市民大学講座 参加人数 延べ 184人 (内)男性参加率 44 % 	B (A)	引き続き、男女共同参画の視点に立った講座、講演会の充実を図り、広く広報していく必要がある。
--	--	-------	---	--	----------	---

多様な選択を可能にする教育・学習の充実

審議会評価	意見・要望等

●基本目標 II 男女が共に活躍できる「あわら」

○重点目標 4 職場における男女の均等な機会と待遇の確保

施策の方向	具体的施策	担当課	実施計画	実施状況	達成度 ()内 H28年	課題
① 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保	1 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法等の普及・啓発に努めるとともに、市民に対し各法の趣旨や内容の周知を図る。	観光商工課 男女共同参画推進室	事業者や市民に対して、関係機関が作成したパンフレットや市ホームページ等を活用し、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法についての周知を図り、定着促進・普及啓発に努める。	育児・介護休業法の改正を市のホームページで周知した。	B (B)	引き続き情報を分かりやすく提供していく必要がある。
	2 市内業者において、女性の登用、子育て・介護支援、就労時間の短縮等、男女が働きやすい職場づくりを進める企業を支援し、その取り組み等を広く紹介する。	観光商工課 男女共同参画推進室	事業者や市民に対して、関係機関が作成したパンフレットや市ホームページ等を活用し、女性の登用、子育て・介護支援、労働時間の短縮等、男女が働きやすい職場づくりを進める企業の情報提供に努める。 ・企業訪問の実施	・企業訪問の実施 10月25日 企業：福井鋳螺 株式会社 広報あわら2月号掲載	B (B)	引き続き、企業訪問を行い、市広報紙で各企業の取り組みなどを掲載し、啓発に努める必要がある。
	3 職場におけるセクシャル・ハラスメント、パワーハラスメントの防止について周知・啓発に努める。	男女共同参画推進室	市ホームページ等を活用して、セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント防止の周知徹底に努める。	ハラスメントの相談について、ホームページで周知をした。	B (B)	引き続き情報を分かりやすく提供していく必要がある。
② 母性保護対策の推進	1 労働基準法、男女雇用機会均等法など母性保護に関する法律の周知に努めるとともに、関係機関と連携のうえ、母性保護に対する認識と理解を深めるための啓発を行う。	子育て支援課	母子手帳発行時において、すべての妊婦に対して、パンフレット等を配付し母性保護に関する法律の周知や理解の促進に努める。 ・全ての対象者に対してのパンフレット等の配付	母子手帳発行時にすべての妊婦に各種パンフレットを配布した。	A (A)	今後も継続して母性保護に関する法律の周知や理解の促進に努める必要がある。
③ 女性の能力開発促進のための支援	1 関係機関と連携し就業や技能取得に必要な講座を開催する。	総務課 男女共同参画推進室	ふくい女性活躍支援センターなどの関係機関が実施する各種研修会への参加を通じて、女性職員のスキルアップや能力開発に努める。	・福井県自治研修所の女性キャリア研修 H29年度7人派遣 (H28年度10人派遣)	B (A)	今後も引き続き、計画的に推進していく必要がある。
	2 市役所においては、女性の登用や職域の拡大を図るため一人ひとりの能力向上と意識改革を推進する。	総務課 男女共同参画推進室	階層別、年齢別研修等の充実を図り、女性職員のスキルアップや能力開発に努める。 また、男女共同参画の視点からの意識改革を推進するため、課長補佐以下の職員を対象とした男女共同参画に係る研修会等を開催する。	男女パートナーシップ講座「アンガーマネジメントから良好なコミュニケーションを学ぶ」を実施予定だったが、雪害対応を踏まえ中止。	D (B)	来年度の6月頃に、今回の職員研修「男女パートナーシップ講座」を実施する。

職場における男女の均等な機会と待遇の確保

審議会評価	意見・要望等

○重点目標 5 女性の起業等に対する支援

施策の方向	具体的施策	担当課	実施計画	実施状況	達成度 ()内 H28年	課題
① 女性のエンパワーメントの促進	1 女性のエンパワーメントを促進するため、経営管理能力向上のための研修会や租税研修会等を開催する。	農林水産課	県が主催する経営管理セミナー、農産物加工及びマーケティング研修会等の周知を図るとともに、積極的な女性の参加を促しエンパワーメントの促進に努める。 研修会等の開催について周知を図る。 〈経営管理セミナー等への女性参加人数〉 ・延べ20人以上	・経営管理セミナー等への女性参加人数 延べ38人 (内訳) 県主催 延べ12人 支援センター主催 延べ26人	A (A)	引き続き、セミナー等への積極的な参加を促す必要がある。
		観光商工課	ふくい産業支援センターが主催する研修会等の周知を図るとともに、積極的な女性の参加を促しエンパワーメントの促進に努める。 ・メール等による企業への周知件数 6回以上 (H28年3回以上)	・メール等による企業への周知件数 4回	B (B)	引き続き、研修会等を周知し積極的な女性の参加を促す必要がある。
	2 男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育など、生涯学習・能力開発を推進する。	男女共同参画推進室	福井県生活学習館が主催する「ゆー・あいカレッジ」女性チャレンジ支援コースの講座やセミナー等の周知を図るとともに、積極的な女性の参加を促しエンパワーメントの促進に努める。 また、男女共同参画ネットワークによる年4回の市議会傍聴、9月の県議会傍聴等を実施することにより、新たな視点からのキャリア教育等に努める。 ・ホームページ等による周知件数 5件以上 (H28年2件以上) ・市議会傍聴人数 延べ20人以上 (H28年20人以上) ・県議会傍聴人数 10人以上 (H28年5人以上)	・ホームページ等による周知件数 5件 ・市議会傍聴人数 延べ14人 (12月議会まで) ・県議会傍聴人数 9人	B (A)	引き続き、講座・セミナーの周知を行い、男女共同参画ネットワークへは市・県議会傍聴の参加を促す必要がある。
② 女性の起業活動への支援と情報提供	1 女性の起業活動への支援	観光商工課	創業者に対して創業に係る費用の一部を補助する。また、創業者が女性の場合、2・3年目も補助し、女性創業者を応援する。(スモール・ビジネス支援事業補助金) ・女性創業者への助成件数 1件以上 (H28年1件以上)	・女性創業者への助成件数 4件 継続 1件(3年目) 新規 3件	A (B)	引き続き、女性の起業に関する支援体制の充実を図っていく必要がある。

③ 関連団体が行う主体的な経済活動等への支援と情報提供	1 関連団体が行う主体的な取り組みや相互の連携等を支援するとともに、情報提供を行う。	農林水産課	県や企業等が開催する、商品開発や商談などに関するイベント等の周知を図るとともに、特産品・商品開発に関する取り組みへの支援に努める。 ・支援団体数 2団体以上	・支援団体数 1団体 あわら温泉女将の会による「女将」の酒造りに、酒米農家、坂井農林総合事務所、酒造会社とともに支援した。	C (B)	引き続き、特産品・商品開発に関する取り組みをする団体への支援に努める必要がある。
-----------------------------	--	-------	---	--	----------	--

女性の起業等に対する支援

審議会評価	意見・要望等

○重点目標 6 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援

施策の方向	具体的施策	担当課	実施計画	実施状況	達成度 ()内 H28年	課題
① 家庭・地域生活への男女共同参画の促進	1 家事・育児・介護等は、男女が共同して行うという意識の啓発に努めるとともに、男女が共に参加できる教室等を開催する。	子育て支援課 (子育て支援センター)	父親の参加しやすい親子交流事業の検討を図り、積極的な参加を呼びかける。 ・土曜開放日の父親参加率 25%以上 (H28年 15%以上)	・土曜開放日の父親参加率 22.9% (12月末実績) ・父親講座「父親の子育てについて」 土曜日開催1回	B (A)	休日は父親も参加しやすい。年々、男女共同参画の意識は増しているため、今後も取り組みを継続する必要がある。
		子育て支援課	乳幼児家庭訪問においては、父親や祖父が積極的に家事・育児に関わりを持てるよう男女共同参画意識の浸透に努める。 ・対象者に対する啓発物の配付 ・妊婦を対象とした両親学級の父親参加率 50%以上	家庭訪問時に全ての家庭に父親の育児参加に関する啓発物を配布した。 また、両親学級の内容を見直し、日曜開催にしたことで父親の参加が増えた。 ・妊婦を対象とした両親学級の父親参加率 90% (H30.1月末実績)	A (A)	今後もパンフレットの配布を通して啓発を行う。 両親学級については、今後も取り組みを継続する必要がある。
	2 職場や地域への啓発を進め意識改革を促す。	男女共同参画推進室	市内7小学校・2中学校・高校や市民に、男女共同参画に関する「図画」「感謝状」作品を募り、男女共同参画についての啓発に努める。 また、優秀作品を市内公共施設に展示することにより、地域における男女共同参画意識の浸透に努める。 〈作品募集数〉 ・図画 75点以上 (H28年 70点以上) ・感謝状 900点以上 (H28年 800点以上)	・図画作品応募数 80点 ・感謝状作品応募数 947点	A (B)	今後も小学校、中学校、高校や市民に作品募集や作品展示をすることで、男女共同参画意識の浸透に努める必要がある。
	3 男性の職場中心の意識や地域における役割の見直しを進め、ワーク・ライフ・バランス実現のための施策の推進を図る。	文化学習課 (各公民館)	各公民館で、男性の職場中心の意識改革に繋がるような内容の教室等の企画を行う。 ・男性の料理教室の開催 5回以上	・男性の料理教室の開催 細呂木公民館 11回 本荘公民館 2回	A (B)	講座を引き続き継続していく必要がある。
② 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実	1 延長保育、病児・病後児保育等の多様な保育サービスや働きながら安心して産み育てられる環境を整備するとともに、同施策の周知徹底を図る。	子育て支援課	ライフスタイルに対応した市民ニーズに基づき、延長保育、病児・病後児保育、一時保育、放課後児童クラブ等の多様なサービスを継続して実施するとともに、同制度の周知徹底に努める。 ・ホームページ等による周知件数 5件以上 (H28年 5件以上)	・ホームページ等による周知件数 2件	B (A)	当該事業のページの情報を追加していくことで更なる周知徹底をはかる必要がある。

	2 子育てに関する相談窓口の設置や情報提供の一元化を図るとともに、地域における子育てや父親の積極的な育児参加の支援を行う。	子育て支援課 (子育て支援センター)	訪問型相談、電話相談を行うとともに各こども園にも相談窓口を設けお互い連携を取り合っ、地域における子育て相談等の充実に努める。	・子育て支援センターにおける子育て相談(12月末現在) 電話 10件 面談 237件 訪問相談 2件	A (A)	今後も訪問型子育て相談を実施し、父親の育児参加を促す必要がある。さらに相談窓口の周知を広めることが重要である。
③ 仕事と家庭の両立支援のための職場環境の整備	1 事業所に対し長時間労働等を前提とした従来の働き方の見直しや、年次有給休暇等各種休暇制度の取りやすい職場・環境づくりを推進する。	観光商工課 男女共同参画推進室	事業者に対して、関係機関が作成したパンフレットや市ホームページ等を活用し、長時間労働等を前提とした従来の働き方の見直しや、年次有給休暇等各種休暇制度の取りやすい職場・環境づくりに関する情報提供等に努める。	・配布窓口でのチラシ ・市ホームページによる周知件数 5件	B (B)	引き続き情報を分かりやすく提供していく必要がある。

男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援

審議会評価	意見・要望等

●基本目標 III 男女が共に安心して暮らせる「あわら」

○重点目標 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策の方向	具体的施策	担当課	実施計画	実施状況	達成度 ()内 H28年	課題
① 暴力及び差別を根絶するための基盤づくり	1 幼児期から男女平等の意識を養成するとともに、ドメスティック・バイオレンス、売買春、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為、いじめ、虐待等、あらゆる暴力の根絶に向けた教育・啓発を行う。	子育て支援課	保育教諭等に係る年齢別・階層別研修の計画的な実施や、子どもには言葉で気持ちを伝えることの大切さを指導し、幼児期からの暴力根絶に向けた教育・啓発に努める。	言葉で自分の気持ちを伝えることの大切さを年齢に応じて指導をしている。また、飼育栽培活動や絵本や紙芝居などの教材を使用して、幼児期から命の大切さを知らせる保育に努めている。	B (B)	今後も保育教諭が園児の良きモデルとなってしめしていくことが大切である。
		男女共同参画推進室	毎年11月に実施される「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に合わせ、街頭キャンペーン等を実施することにより、あらゆる暴力の根絶に向けた市民への啓発に努める。 ・街頭キャンペーンの実施 ・啓発リーフレットの配付	・街頭キャンペーンの実施 11月13日 (場所：ビックマート芦原店) ・啓発リーフレットの配付 自治会長を通じて各地区回覧	A (A)	今後も引き続き街頭キャンペーン等で啓発していく必要がある。
	2 関係機関や民生委員・児童委員と連携し、被害防止のための講習会を開催する。	福祉課	関係機関と連携のうえ、DV研修等や講演会への積極的な参加を促し、DV等に係る知識の習得に努めるほか、関係機関が実施する福祉懇談会等と連携することにより、地域における実態把握・情報の共有化に努める。 ・民生委員・児童委員協議会の定例会に併せて研修会等を随時実施	・民生委員児童委員協議会の研修会等 2回 ・福祉懇談会(地区別) 13回 ・県主催研修への参加 3回	A (A)	民生委員・児童委員の任期(3年)に応じた研修計画の作成と講師の確保が重要である。
② 被害者に対する相談、支援体制の充実	1 市民に対し相談窓口の周知を図るとともに、被害女性が相談しやすい環境の整備を図る。	子育て支援課 健康長寿課	関係機関と連携のうえ、市民に対して相談窓口の周知を図るとともに、相談しやすい対応に努め、相談によっては個室で相談員が対応するよう努める。	相談体制は、専門職員や各関係機関と連携し実施している。	A (A)	相談内容により、相談環境を整える必要がある。
		男女共同参画推進室	女性支援センターをはじめとする関係機関との連携により、DV研修会に参加し知識の習得や情報を得て適切な支援に努める。 ・DV研修会等への参加回数 4回以上 (H28年3回以上)	・DV研修会等への参加回数 4回 (主催：県、弁護士会、警察署)	A (A)	今後も継続して研修会で知識の習得や情報を得ることが必要である。
	福祉課、健康長寿課	関係機関や既存の虐待防止ネットワーク等と連携のうえ、被害女性に対しての効果的な支援に努める。 ・関係機関連絡会の開催	・関係機関連絡会の開催 2回	A (A)	今後も継続して実施していくことが重要である。	

女性に対するあらゆる暴力の根絶

審議会評価	意見・要望等

○重点目標 8 男女が共に思いやる健康づくり

施策の方向	具体的施策	担当課	実施計画	実施状況	達成度 ()内 H28年	課 題
① 生涯を通じた男女の健康づくりの推進	1 男女の生涯にわたる健康づくりを進めるため健康診査体制の充実、食生活の改善、予防対策に関する正しい知識・情報の提供を行う。	健康長寿課 市民課	保健センターや各公民館での集団健診や県内指定医療機関での個別健診を実施し、男女ともに利便性を考慮した健診体制を整備する。 また、健診会場での食生活改善指導や地域や食育スタジオでの健康づくり事業を実施し食生活の改善に努める。 ・食に関する健康づくり実施日数 10回以上	・食に関する健康づくり実施日数 15回 (平成29年12月末現在)	A (B)	男女ともに食生活や運動など健康づくりの意識向上を図ることが重要である。また、受診者の利便性を考慮し健診体制や勧奨方法を実施していく必要がある。
		健康長寿課	健康づくり運動推進事業では、男女が共に参加しやすい内容へと充実するよう、健康づくりサポーター向けに教室メニュー表を提案する。また、サポーターを中心に地区の課題に応じた家族ぐるみで健康づくりに取り組めるよう支援する。 ・活動回数 350回/年以上(新規目標)	・活動回数 157回/年 (平成29年12月末現在)	C (B)	活動に参加する割合は、ほぼ女性が占めているので、男性もともに参加できる健康づくり活動を支援する必要がある。
	2 女性の乳ガン、骨粗鬆症、子宮ガンなどの予防対策や検診を実施するとともに、男性の前立腺がんなどの早期発見を促すための意識啓発を図る。	健康長寿課	女性の乳がん・子宮頸がん検診は、保健センター等での集団検診や県内指定医療機関での個別検診を実施し、個別に受診勧奨を行う。 女性のがん受診勧奨のため、年代を絞り無料クーポンを発行する。 骨粗鬆症検診や男性の前立腺がん検診は市民健診の集体会場で実施する。 ・40歳以上の5大がん受診率 40%以上 (H28年40%以上) (乳がん・子宮頸がん・胃がん・肺がん・大腸がん)	若年層や節目年齢に対して無料クーポン発行し、休日の検診や個別検診の再勧奨を実施した。 ・40歳以上の5大がん受診率 41.3% (H29年度)	B (B)	受診者の利便性を考慮し、今後も個別検診の充実や検診の必要性の啓発を行うことが重要である。
3 妊娠から出産後までの健康診査、保健指導等の母子健康サービスの充実を図る。	子育て支援課	集団での乳児教室及び幼児健康診査を実施するほか、乳幼児及び妊産婦の家庭訪問・育児相談・育児教室等での保健指導を実施することにより、母子健康サービスの充実を図る。 ・幼児健康診査受診率 90%以上 (H28年90%以上)	新たにベビー相談を始めるなど、乳幼児期の支援の充実を図った。 ・幼児健康診査受診率 97% (平成29年12月末現在)	A (A)	今後も体制を整備していく必要がある。	

② リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透	1 学校教育において、男女が互いの身体の特徴を正しく理解し、自ら健康管理ができるようにするため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点から性教育、健康教育を行う。	教育総務課	小・中学校では、学校保健計画の中に性教育を位置づけている。 中学校1年の保健体育の授業や中学校各学年の特別活動の時間等において性教育の実施を計画する。	各小中学校で性教育年間計画を作成し、発達段階に応じた教育を実施した。 特に、中学校では、1年生の保健体育の授業や校各学年の特別活動の時間等において、性教育を実施した。	A (A)	今後とも多様な教材等を使用し、継続的に実施していくことが重要である。
③ 健康をおびやかす問題についての対策の推進	1 正しい知識でエイズを含む性感染症等の感染を予防するとともに、患者や感染者に対し理解を持つように啓発を行う。	教育総務課	<p><小学校> 5, 6年生の保健体育において「病気の予防－病原体と病気」について学習する。</p> <p><中学校> 中学校では、学校保健計画の中に性教育を位置づけ、中学校1年の保健体育の授業や中学校各学年の特別活動の時間等において性教育の実施を計画する。</p>	<p><小学校> 5, 6年生の体育（保健）でエイズについて取り上げ、人権を尊重し、同じ人間として生活することの大切さを授業で学んだ。 6年生の特別活動（学級指）で世界エイズデーを取り上げ、正しい知識を得ることにより、差別や偏見のない社会を築いていこうとする態度の育成を図った。</p> <p><中学校> HIVだけでなく、ハンセン病など偏見を受けてきた病気について正しく理解し、人権を尊重する指導啓発を行った。</p>	A (A)	今後とも児童・生徒向けの教材を使用し、わかりやすく伝えていくことが重要である。

男女が共に思いやる健康づくり

審議会評価	意見・要望等

○重点目標 9 誰もが安心して暮らせる環境の整備

施策の方向	具体的施策	担当課	実施計画	実施状況	達成度 ()内 H28年	課題
① 高齢者が安心して暮らせる介護体制の充実	1 男女が共に担う介護への学習機会や情報を提供し、参画意識の高揚を図る。	健康長寿課	介護サポーターを養成するとともに、家族介護者交流事業を実施し、男女が共に担う介護への学習機会の提供に努める。 ・介護サポーター養成講座の開催	・介護サポーター養成講座の開催 「あわらふくし塾」開催 1月21日・28日、 2月4日・10日の4日間（13講座）	A (A)	今後も継続的に実施し、サポーター数を増やしていくことが重要である。
			介護予防セミナー等の開催により、介護に関する男女共同参画意識の啓発に努める。 ・各種介護予防セミナーの開催 20回以上	・すこやかクラブ 51回 ・脳活性化教室 34回 ・出前講座 20回 (平成30年1月末現在)	A (A)	今後も継続的に実施し、地域全体で介護予防に取り組んでいく必要がある。
② 高齢者の社会参加の促進と就業環境の整備	1 老人センター等を利用した地域交流活動、老人クラブ活動、ボランティア活動への支援を行う。	健康長寿課	男女が共に参加する地域交流活動やボランティア活動の支援に努める。 ・介護サポーター登録者数 35人（新規目標） ・活動、訪問件数 300回（新規目標）	・介護サポーター登録者数 31人 ・活動、訪問件数 450回	A (A)	引き続き活動の支援をするとともに、担い手（介護サポーター）の活動の場を広げていく必要がある。
		観光商工課	シルバー人材センターの運営を支援するとともに、高齢者の創業を応援し、高齢者の就業機会の充実に努める。 ・スモール・ビジネス支援事業補助金 高齢創業者への助成件数 1件以上	・スモール・ビジネス支援事業補助金 高齢創業者への助成件数 1件	B (A)	引き続き支援する他、高齢者が集い活動できる場所づくり・仲間づくりが重要である。
③ ひとり親家庭に対する施策の推進	1 ひとり親家庭が安心して暮らせる自立支援策を推進する。	福祉課	生活（就労）相談員を配置し、プライバシーに配慮しながら、関係機関と連携して自立支援に努める。	生活（就労）相談員を配置し、プライバシーに配慮しながら関係機関と連携して自立支援に努めた。	B (A)	今後も継続的に自立支援を実施していくことが重要である。
		子育て支援課	プライバシーに配慮しながら、関係機関と連携して自立支援に努める。 ・関係機関による研修回数 6回以上 (H28年1回以上)	・関係機関による研修回数 6回 (研修内容) 虐待、就労、不登校、貧困	B (B)	今後も継続的に自立支援を実施していくことが重要である。

誰もが安心して暮らせる環境の整備

審議会評価	意見・要望等

○重点目標 10 男女共同参画の視点に立った防災及び防犯活動の推進

施策の方向	具体的施策	担当課	実施計画	実施状況	達成度 ()内 H28年	課題
① 防災活動における男女共同参画の推進	1 防災対策確立のための防災分野における女性の参画の拡大を図る。	総務課	嶺北消防組合消防本部と連携し、女性消防団員の加入を推進する。 現在：女性消防団員 4名 ・ 2名増員する。	嶺北消防組合消防本部と連携し、市広報紙折込み等を利用して消防団員（女性団員を含む。）の募集を促進した。 ・ 女性消防団員 4名（増減0）	C (C)	嶺北消防組合消防本部と連携し、募集促進を継続していく必要がある。
	2 災害対策マニュアルの作成など防災の現場における男女共同参画を推進する。	総務課	実際の避難所生活において、女性への配慮がなされた物資の備えを検討するほか、女性の視点や意見を取り入れた防災訓練の実施に努める。 ・ 男女共同参画の視点からの防災訓練の実施	市総合防災訓練において、避難所運営に係る研修等を予定していたが、衆議院選挙のため、市総合防災訓練自体を中止した。 ・ 各区における自主防災訓練の実施 41区	D (B)	マニュアルや防災現場において、女性の視点や具体的な意見を取り入れるため、各種防災訓練に女性の参加を推進していく必要がある。
② 防犯活動における男女共同参画の推進	1 防犯活動など地域活動への多様な人々の参画を促進する。	総務課	女性防犯隊員の加入を促進する。 現在：女性防犯隊員 7名 ・ 2名増員する。 安全安心まちづくり委員会における女性委員の登用に努める。 現在：女性委員 3名 ・ 2名増員する。	・ 女性防犯隊員 6名（1名減） ・ 安全安心まちづくり委員会における女性委員 3名（増減0）	C (C)	隊員及び委員の女性登用があまり進んでいないので、継続的に呼びかける必要がある。
	2 地域における犯罪を防止するため、防犯パトロール等を行う。	総務課	地域安全力向上支援事業等を実施することにより、地域の危険箇所等に対する監視やパトロールを継続する。	女性防犯隊員によるJR芦原温泉駅等の駐輪場パトロールや年末の金融機関パトロールを実施した。	B (B)	引き続き、地域における監視やパトロールの強化に努める必要がある。
	3 市内の防犯対策を推進するため、防犯灯の整備を行う。	総務課	市内の防犯対策を推進するため、防犯灯設置事業補助金により、集落内及び集落間の防犯灯の設置に努める。 ・ LED防犯灯の設置 100基	・ LED防犯灯の設置 180基 (うち、集落間3基)	A (B)	集落内の防犯灯の設置は進んでいる一方で、集落間については、一部の地区から設置要望があるため、引き続き、補助事業の周知を図り、事業の活用をお願いしていく必要がある。

男女共同参画の視点に立った防災及び防犯活動の推進

審議会評価	意見・要望等